（利用者証明用電子証明書失効情報等の提供の求めを終了する旨の届出事項）

第六十四条の二　令第二十五条の二第一項に規定する総務省令で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二　保存期間に係る利用者証明用電子証明書失効情報等の提供の求めを終了しようとする日

（利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認のための措置）

第六十四条の三　法第三十八条第二項に規定する総務省令で定める措置は、第四十二条第二項の規定により設定した暗証番号の入力とする。　［新設］

（特定利用者証明検証者による利用者証明利用者本人が電子利用者証明を行ったことの確認）

第六十四条の四　法第三十八条の二第一項に規定する総務省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。　［新設］

一　電子利用者証明に用いられた利用者証明検証符号が記録された個人番号カードに表示され、かつ、記録された写真により識別される者と当該利用者証明利用者が同一の者であることを目視により確認する方法

二　電子利用者証明に用いられた利用者証明検証符号が記録された個人番号カードに表示され、かつ、記録された写真により識別される者と当該利用者証明利用者が同一の者であることを機器を用いて撮影された当該利用者証明利用者の画像と、当該個人番号カードに表示され、かつ、記録された当該利用者証明利用者の写真を照合することにより確認する方法（ただし、適切に照合ができなかったときは、前号又は前条に規定する方法により本人確認を行う場合に限る。）

（認可の申請）

第六十四条の五　法第三十八条の二第二項第二号に規定する計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。　［新設］

一　認可を受けて行おうとする確認に係るサービスの内容

二　認可を受けて行おうとする確認の実施体制に関する次に掲げる事項

イ　確認に関する事務の手順

ロ　確認に関する事務に従事する者の責任及び権限並びに指揮命令系統

ハ　確認に関する事務の一部又は全部を他に委託する場合においては、受託者の名称、住所及び代表者の氏名、委託を行う確認に関する事務の範囲及び内容並びに受託者による当該確認の実施の状況を管理する方法その他の当該確認の適切な実施を確保するための方法

ニ　行政庁が行う確認に関する事務の一部又は全部を法令の規定に基づき行わせることとした者（その者の委託を受けて行うものを含む。）がある場合においては、その者の名称、住所及び代表者の氏名、行わせる事務の範囲及び内容並びにその者による当該確認の実施の状況を管理する方法その他の当該確認の適切な実施を確保するための方法

ホ　確認に関する事務の監査に関する事項

ヘ　確認に関する事務に係る技術に関し充分な知識及び経験を有する者の配置

ト　確認の実施に際し知り得た情報の漏えい及び目的外利用の防止並びに確認に関する事務に係る帳簿書類の記載内容の漏えい、滅失又は毀損の防止のために必要な措置

チ　危機管理に関する事項

2　法第三十八条の二第二項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

一　定款及び登記事項証明書又はこれらに準ずるもの

二　法第三十八条の二第三項各号に掲げる認可の基準に適合していることを説明した書類